



事業主のみなさま

「在籍型出向」をご検討してみませんか？

(新型コロナウイルス感染症の影響で)

「休業や売上減少で雇用が過剰となっている」
「従業員の方を休業させている・させたい」

- ・長期間の休業による従業員の方のモチベーションの低下を防ぎたい。
- ・新型コロナ禍を契機に、従業員の方に他業種等での経験を積ませて会社全体のレベルアップを図りたい。

社員の雇用を維持したい

人手がほしい

「人手不足」「人材を募集しても応募がない」

- ・人材を募集しても応募がないために働き手を確保したい。
- ・人手不足による従業員の方の負担を軽減したい。
- ・自社や業界で働くことで仕事内容をもっと理解してほしい。



新型コロナウイルスの影響で仕事が減って人手が余った企業が雇用を維持するために、人手を借りたい企業へ一時的に出向しているケースが増えています。皆さまも、人材に関するお悩みを「在籍型出向」で解決してみませんか？

「在籍型出向」とは？ ▶詳しくは出向ハンドブック8ページ

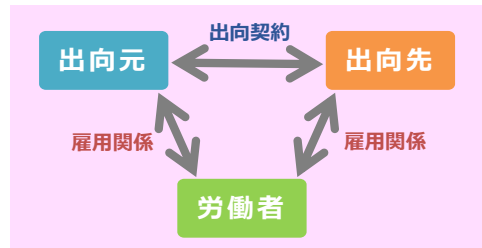


出向ハンドブック



厚労省HP

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、**労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び**、一定期間継続して勤務することをいいます。



「在籍型出向」のメリット ▶詳しくは出向ハンドブック6ページ

実際に在籍型出向を実施した企業（出向元・出向先）や出向労働者へのアンケート結果です。

出向元企業

- ・出向労働者の**労働意欲の維持・向上**につながる (63%)
- ・出向労働者の**キャリア形成・能力開発**につながる (59%)
- ・出向期間終了後、出向労働者が**自社に戻ってくる**ことが**確実**である (56%)
- ・出向労働者への刺激になり、**自社の業務改善や職場活性化**に期待ができる (50%)

出向先企業

- ・人手不足が解消され、**自社の従業員の業務負担を軽減**できる (75%)
- ・**社会人としての基礎スキルや職務に必要な職業能力を持った人材を確保**できる (52%)
- ・自社の従業員への刺激になり、**業務改善や職場活性化**が期待できる (42%)
- ・新たに採用するよりも**人材育成のコストを抑制**できる (38%)

出向労働者

- ・出向先での新しい仕事の経験が**キャリアアップ・能力開発**につながる (57%)
- ・出向元での雇用が維持されているので**安心して働く**ことができる (46%)
- ・これまでどおりの収入を確保できたため**生活面の安定**が図られる (38%)

「産業雇用安定助成金」で出向経費が軽減されます！



新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成**します。

※助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金ガイドブック」をご確認ください。



助成金ガイドブック

助成金の対象となる「出向」

【対象】 雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）。

【前提】 雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと。

注目! 独立性が認められない子会社間などの「在籍型出向」も助成対象になります。以下の項目全てを満たした出向が対象となります。

- 資本的・経済的・組織的関連性などからみて**独立性が認められない**事業主間で実施される出向
(例) ・子会社間の出向（両社の親会社からの出資割合を乗じて得た割合が50%を超える場合に限る）
・代表取締役が同一人物である企業間の出向
・親会社と子会社間の出向
・「人事、経理、労務管理、労働条件等の決定への関与」や「常時の取引状況」などを総合的に判断し、独立性が認められないと判断される企業間の出向
- 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、**通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる**出向
- 令和3年8月1日以降に**新たに開始**される出向

対象事業主

- ①**出向元事業主** 新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主
- ②**出向先事業主** 当該労働者を受け入れる事業主

助成率・助成額

出向運営経費（出向中に要する経費の一部を助成）

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など。独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合は、助成率が異なります。

	中小企業 ^{※3}	中小企業以外 ^{※3}
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

※3 独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合の助成率：中小企業2/3、中小企業以外1/2

出向初期経費（出向の成立に要する措置を行った場合に助成）

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備など。

独立性が認められない事業主間で実施される出向の場合、出向初期経費助成は支給されません。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額 ^{※4}	各5万円/1人当たり（定額）	

※4 以下の場合、助成額の加算を行います。

- ・出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合
- ・出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合

申請・お問い合わせ先

※助成金の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、**下記のコールセンター**もしくは**助成金センター**までお問い合わせください。

なお、助成金の相談・申請先は下記の助成金センターです。（公財）産業雇用安定センターでは出向の仕組みや、契約等に関する相談を承っておりますのでご注意ください。

愛媛労働局 職業安定部職業対策課 助成金センター 松山市勝山町2-6-3 FJ松山ビル2階

電話番号 089-987-6370 受付時間 8:30～17:45 土日・祝日、年末年始（12/29～1/3）は閉庁しております。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

電話番号 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む